

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度の改正について

Ｈ24年4月 徳島県環境整備課

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度（以下「県優良制度」という。）は、平成24年度に最初に認定された事業者の更新時期となることから、これまでの運用を踏まえ、また、平成23年4月より施行された国の優良認定制度との調整を図るため、平成24年度から下記のとおり制度改正を行います。

- 1 審査要件の充実及び弾力化（評価項目：遵法性、経理的基礎）
 - ・行政指導（文書指導）を受けていないことを原則とします。
 - ・社会保険料及び労働保険料の滞納がないこと、徳島県暴力団排除条例を遵守することを遵法性の項目として追加します。
 - ・最終処分場の維持管理積立金を積み立てていることを経理的基礎の審査要件として追加します。

- 2 国優良制度との整合（評価項目：情報公開性）
 - ・インターネット公表事項について、国の優良認定制度の要件に準拠します。
（主な変更点：許可証の掲載、直前3年間の月別受入量・処分量等の掲載 等）
*経過措置として、平成24年度の申請については従前のままでも可とします。
 - ・新規申請の場合、第3区分の必要事前公表期間を6ヶ月とします。（現行3年間）

- 3 環境に対するさらなる取り組みの奨励（評価項目：4～6）
 - ・認定事業者のもう一步踏み込んだ取組を促すため、第2区分、第3区分の必要要件を嵩上げします。
（第2区分、第3区分について、満たすべき認定基準をそれぞれ1増）
 - ・「5 リサイクルへの積極的な取組」に認定基準「事業所内における環境理念等の掲示」を追加します。
 - ・「6 地域貢献・地域融和等」に認定基準「その他（地域防災への協力、地域行事への参加等）」を追加します。

認定基準改正一覧表

評価項目	認定基準	各区分ごとの適合基準		
		第1区分	第2区分	第3区分
1 遵法性	(1) 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと (2) 申請の際過去3年ないし5年にわたり <u>原則として</u> 行政指導（文書指導）を受けておらず、現に環境関連法令を遵守していることが確実であると認められること (3) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会を継続的に受講していること、またはこれに類する講習会を受講していること (4) 電子マニフェストに対応していること (5) <u>社会保険料及び労働保険料の滞納がないこと</u> (6) <u>徳島県暴力団排除条例を遵守すること</u>	○ 3年 ○ ○ ○	○ 5年 ○ ○ ○	○ 5年 ○ ○ ○
2 情報公開性	以下の項目についてホームページ等インターネットによる公開をしていること (1) 会社情報等（基本情報） (2) 許可の内容 (3) 料金の提示方法 (4) 地域融和（「事業所の公開」の有無の表示） (5) 組織体制 (6) 施設及び処理の状況 (7) 財務諸表 ★国の優良認定制度に準拠し、 <u>具体の公表内容を改正</u>	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
3 安定的な事業継続のための経理的基礎	財務諸表等において経理的問題がないこと。 ★「 <u>最終処分場に関する維持管理金の積立て</u> 」を要件に加える。	○	○	○
4 環境企業としての先進的取組	(1) ISO14001もしくはエコアクション21の取得 (2) 低公害車両の導入 (3) 低公害型重機の導入 (4) 事業場としてのCO ₂ 削減対策 (5) 車両等以外で環境負荷の少ない物品の購入		注1 注1 注1 注1	○ 注2 注2 注2 注2
5 リサイクルへの積極的な取組	(1) リサイクルに係る先進的処理の取組 (2) 3R製品・事業所の認定 (3) 排出事業者に対する分別排出の啓発 (4) <u>事業所における環境理念等の掲示</u>		注1 注1 注1 <u>注1</u>	注2 注2 注2 <u>注2</u>
6 地域貢献・地域融和等	(1) 地域住民からの苦情対応・記録の整備 (2) 地域社会等への施設の公開・見学会 (3) 行政、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会が行う廃棄物の適正処理を目的とする活動への参加 (4) アドプトなどの社会奉仕活動 (5) <u>その他（地域防災への協力、地域行事への参加等）</u>		注1 注1 注1 注1 <u>注1</u>	注2 注2 注2 注2 <u>注2</u>

※ ○は必須項目。

注1) 第2区分の認定については、評価項目の4から6の各分野の認定基準を1以上満たし、かつ、評価項目の4から6の各分野の認定基準を合計4以上満たしていること。

注2) 第3区分の認定については、評価項目の4から6の各分野の認定基準を1以上満たし、かつ、評価項目の4から6の各分野の認定基準を合計~~6~~7以上満たしていること（ただし、ISO14001もしくはエコアクション21の取得は必須）